

1月29日（金） 知事会見

- 1 新規陽性者・療養者の状況、病床確保等の状況
- 2 長野県内の死亡事例
- 3 地域経済を支え、医療従事者等の皆様を応援するための1月補正予算（1/29 専決処分）

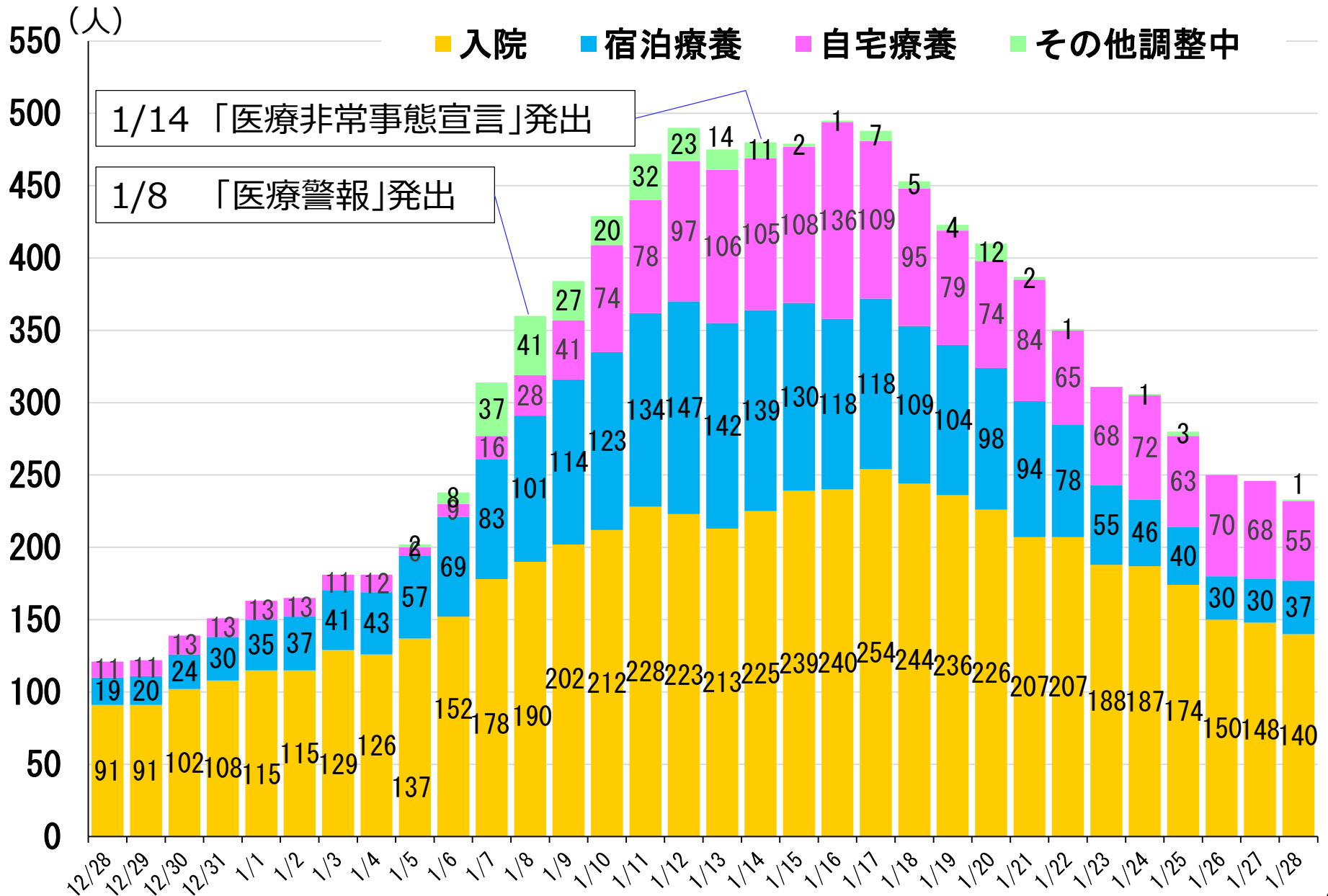
1-1 全県の直近1週間の新規陽性者の状況

(人)  しずけし

	1/8(金) 医療警報	1/11(月) 陽性者数のピーク	1/14(木) 医療非常事態宣言
陽性者数 累計 (直近1週間)	324	429	376
人口10万人 当たり累計	15.90	21.05	18.45

	1/22 (金)	1/23 (土)	1/24 (日)	1/25 (月)	1/26 (火)	1/27 (水)	1/28 (木)
陽性者数 累計 (直近1週間)	218	195	179	188	162	154	139
人口10万人 当たり累計	10.70	9.57	8.78	9.22	7.95	7.55	6.82

1-2 療養者数の推移 (日別集計、各日とも20時時点の状況)



1-3 病床利用の状況

(1月28日 (木) 20時現在)



病床占有率(全国統一の算定方法)

病床全体(病床数:350床)	40.0%
重症者用病床(病床数:48床)	4.2%

【参考】病床逼迫度(長野県の独自指標)

病床		入院者数 ※	病床逼迫度
中等症・ 軽症者用 (302床)	一般病床(287床)	123人	42.9%
	専門病床(15床)	0人	—
重症者用 (48床)	一般病床(41床)	2人	4.9%
	専門病床(7床)	0人	—
実質病床利用率		125人	35.7%

※ 350床以外の病床で入院している方:15人を除く

1-4 4ブロック別病床逼迫度

(1月28日 (木) 20時現在)



中等症・軽症者用病床のうち一般病床で利用されている病床の逼迫度

中信

病床逼迫度

62.0%

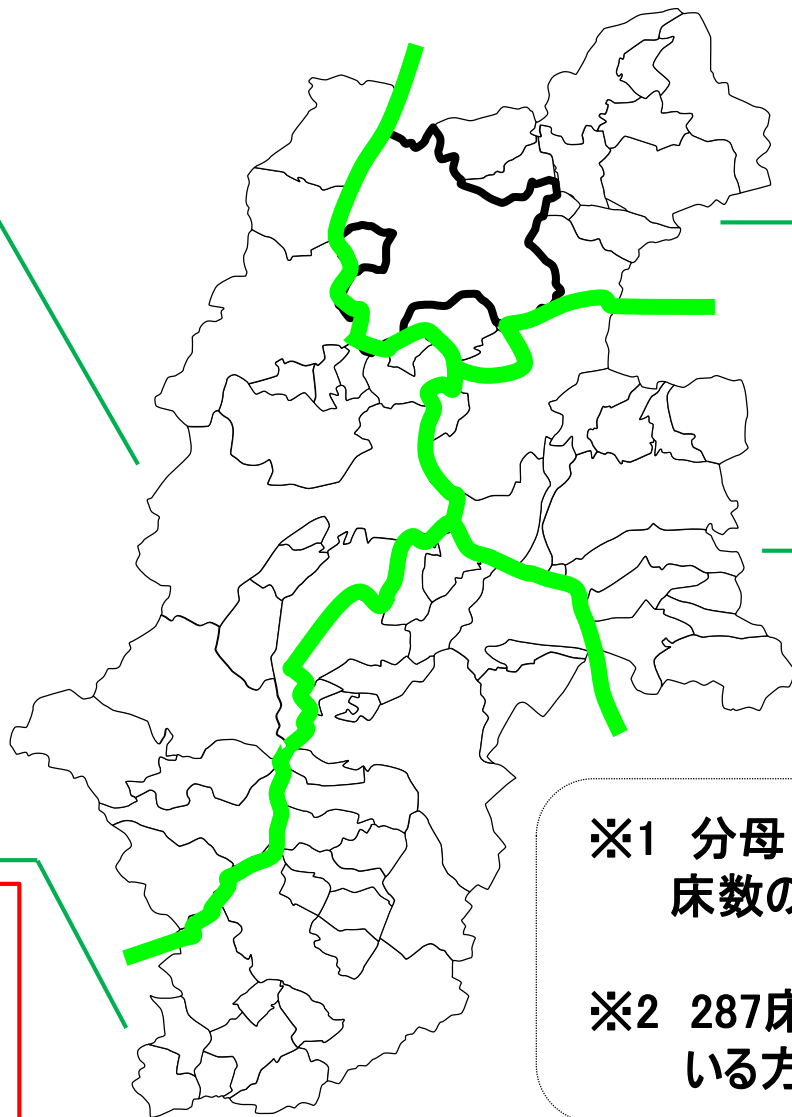
南信

病床逼迫度

25.3%

二次医療圏を越えて
入院している方(全県)

18人



北信

病床逼迫度

37.9%

東信

病床逼迫度

49.1%

※1 分母: 中等症・軽症者用の病床数のうち一般病床数=287床

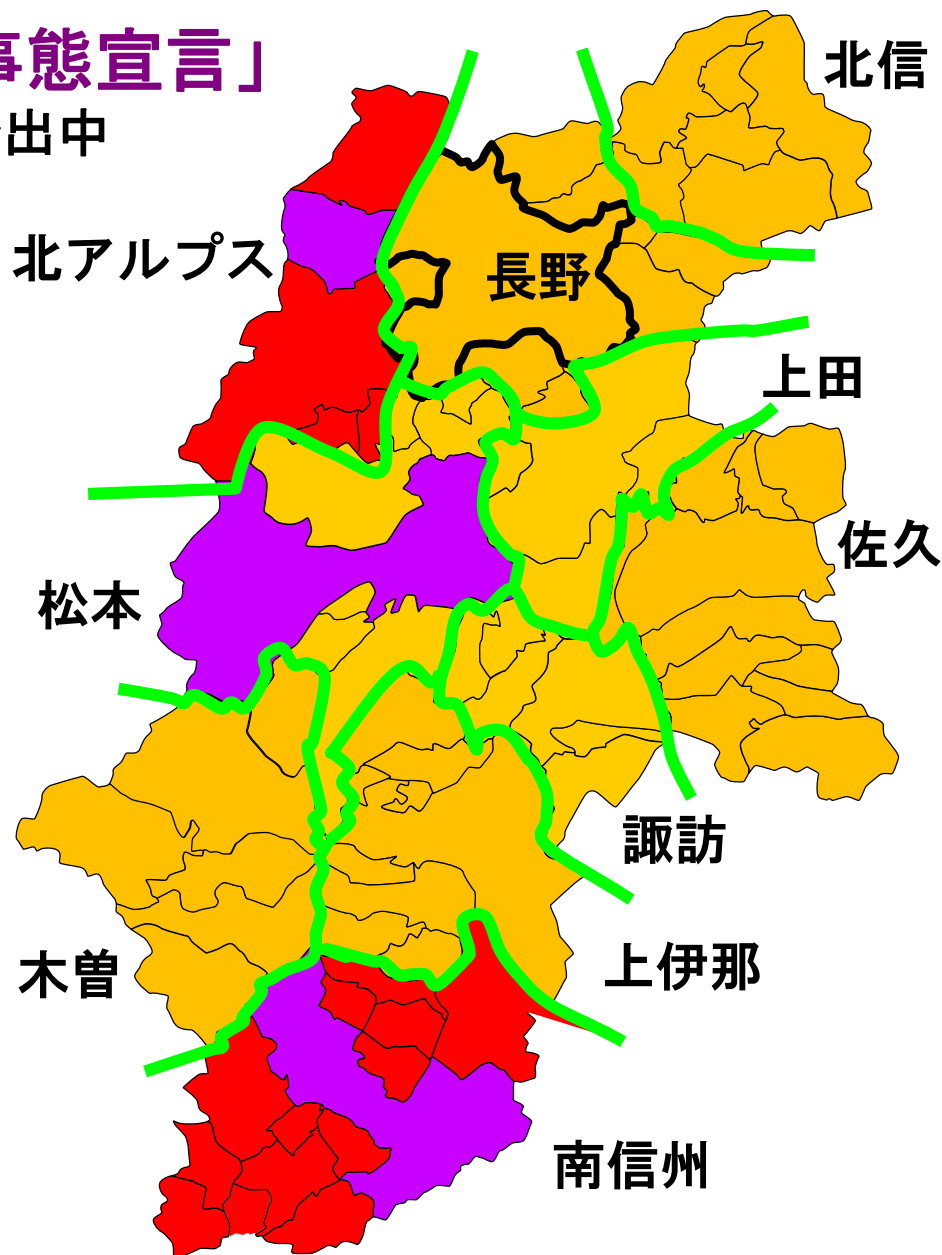
※2 287床以外の病床で入院している方を除く

- ① 医療機関にお願いしている病床確保の状況
- ② 新たな宿泊療養施設の開設の見込み
- ③ 「退院患者受入目安」の作成による退院の促進

1/29現在

「医療非常事態宣言」

全県に発出中



「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」

「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」

「新型コロナウイルス警報」

COVID-19 長野県内における死亡例 (34例)

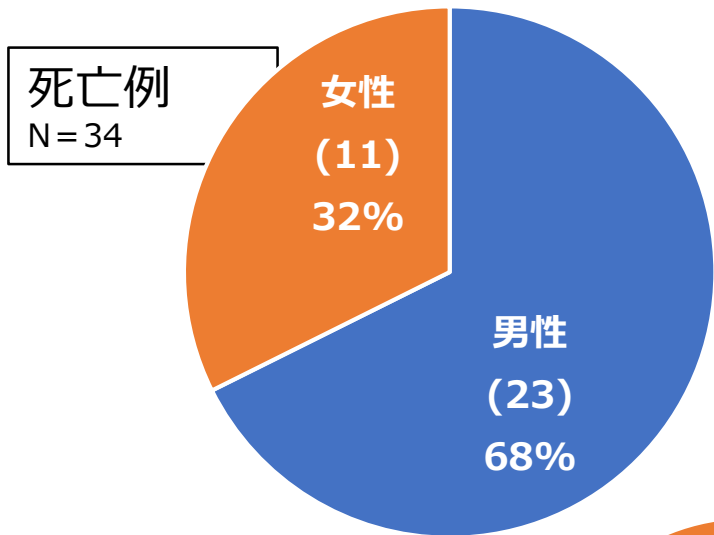
長野県健康福祉部

2 - 1 死亡者の性別と年齢

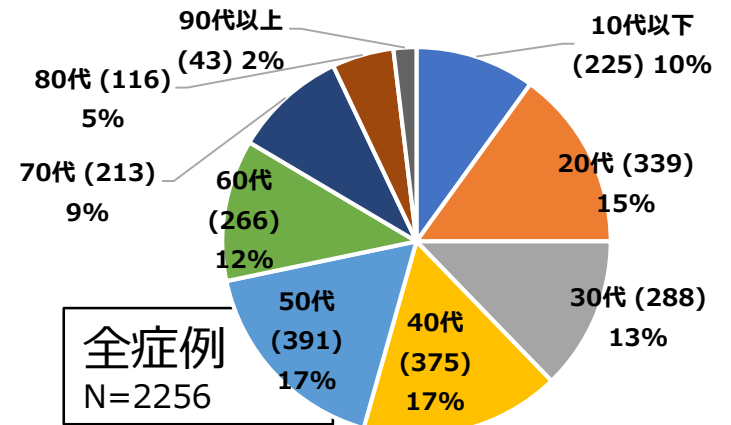
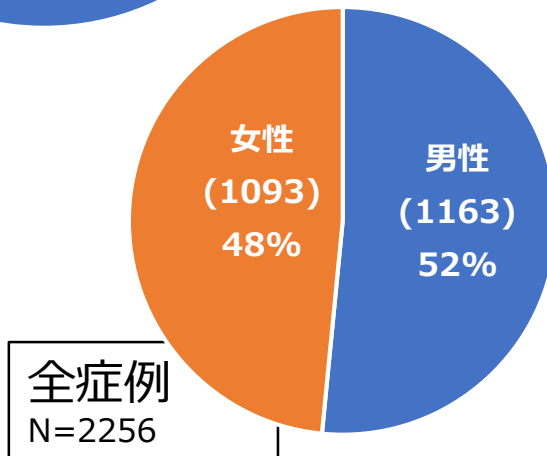
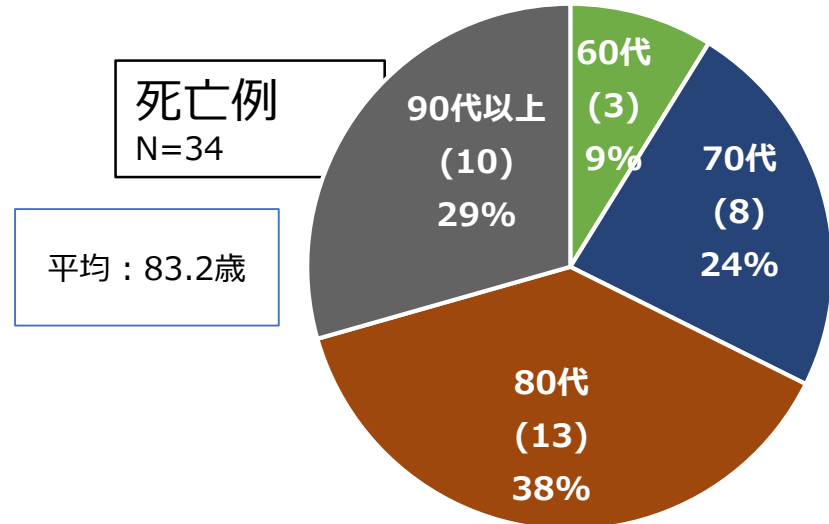
N=34

- ◆ 男性が23人・女性11人と、男性が約3分の2を占めた。
- ◆ 平均年齢は83.2歳で、80代以上が約3分の2を占めた。

男女比



年代分布



2-2 死亡率

N=34

- ◆ 全体の死亡率（全症例のうち死亡者の占める割合）は1.5%。
- ◆ 死亡例は全て60代以上。
- ◆ 死亡率は60代で1.1%に対し90代以上で23.3%と高齢になるほど高い割合。

年代	陽性者数	うち死亡者数	死亡率
10代以下	225		0.0%
20代	339		0.0%
30代	288		0.0%
40代	375		0.0%
50代	391		0.0%
60代	266	3	1.1%
70代	213	8	3.8%
80代	116	13	11.2%
90代以上	43	10	23.3%
全体	2256	34	1.5%

【死亡者の年齢】
平均：83.2歳

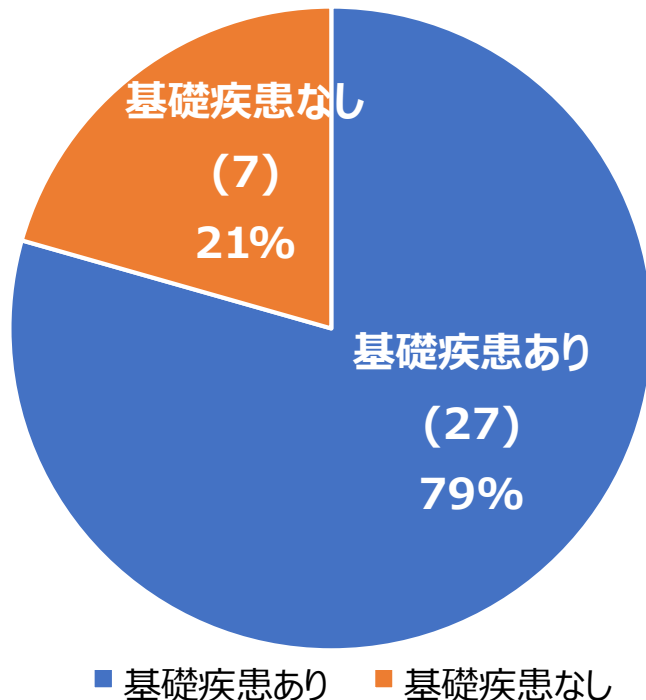
* 死亡率・・・年齢各級別にみた死亡者数の陽性者数に対する割合（1月28日発表分まで）

2 - 3 基礎疾患

N=34

- ◆ 基礎疾患を有した者は27人79%
- ◆ 心血管疾患、がん、呼吸器疾患、高血圧、糖尿病等が確認された。

基礎疾患の有無



主な基礎疾患

心血管疾患
悪性新生物
呼吸器疾患(肺気腫,COPD等)
高血圧
糖尿病

一般会計

17億4,200万円

	事業名	予算額
(1)	新型コロナウイルス 拡大防止協力金事業	12億3,200万円
(2)	特別警報Ⅱ発出市町村 飲食業等支援交付金事業	3億円
(3)	医療従事者等応援金支給事業	2億1,000万円

3-(1) 新型コロナウイルス拡大防止協力金



1 支給額

56万円

(4万円/日×14日間)

2 対象区域

松本市、白馬村

(指定された区域に限る)

3 支給の要件

県からの要請に応じて、施設の使用制限・停止（休業）・営業時間短縮に協力した、指定区域内に事業所を有する事業者

- (1) 1/22(金)～2/4(木)の全期間、県からの要請に協力していること
(やむを得ない事情により、要請への協力が1/24(日)まで遅れた場合は、日数に応じて支給)【対象業種は次頁】
- (2) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言」の表示を行っていること
(要請後にガイドラインを遵守して表示を行った場合を含む)
- (3) 要請前(1/21以前)から20時～翌朝5時の間に通常営業を行っていること

4 受付開始日

改めてお知らせします。

<参考> 対象となる事業者（松本市、白馬村の指定区域）

対 象	ガイドライン 遵守の有無	要 請 内 容
<p>接待を伴う飲食店、 飲食店（酒類の提供を行う ものに限る）</p> <p>〔特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設〕</p> <p>スナック、カラオケボックス等</p>	非遵守	休 業
<p>〔特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設〕</p> <p>スナック、カラオケボックス等</p>	遵 守	営業時間の短縮 (5時～20時)
<p>飲食店等（酒類の提供を 行うものに限る）</p> <p>〔特措法施行令第11条第1項 第14号に該当する施設〕</p> <p>居酒屋、レストラン等</p>	—	<p>営業時間の短縮 (5時～20時)</p> <p>※ 宅配・テイクアウトを除く</p>

3-(2)

特別警報Ⅱ発出市町村 飲食業等支援交付金事業

1 制度創設の理由

- ・ 時短営業等の要請により、要請区域の内外を問わず多くの事業者が影響を受けている。
- ・ 感染拡大防止のための協力金とは異なり、地域経済を支えるための対策が急務である。

⇒ 市町村が行う様々な経済支援の取組を県として支援

2 対象市町村

- ・ 「特別警報Ⅱ（感染警戒レベル5）」を発出された市町村
- ・ 営業時間短縮等の要請が行われた市町村

3 対象事業

市町村が行う地域経済の支援策

(事業者への経営支援、需要喚起・誘客対策、産業支援 など)



3-(3) 医療従事者等応援金支給事業

1 制度創設の理由

長期化する第3波において、県民の命と健康を守っていただいている医療従事者等の皆様をご慰労し、心からの感謝の意を表するため。

2 応援金額

5万円／人

3 対象期間

第3波発生(11/1)から医療非常事態宣言(1/14発出)期間終了の1か月後まで

4 対象者

- ・ 対象期間内に入院患者受入実績のある医療機関の職員
- ・ 対象期間内に1回以上入院患者に対応した職員
(上記2要件を満たすこと。常勤・非常勤を問わない。他の機関からの応援派遣職員を含む。)

5 応援金の支給

勤務されている医療機関から給与と同時に支給します。

(離職されている方は、ご本人等の申請により、県から直接応援金を受け取ることができます。) 15